

第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)(中間案)の概要

めざす姿 ~男女共同参画社会の実現~

男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会

計画の位置づけ

○三重県男女共同参画推進条例

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

○男女共同参画社会基本法

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

○女性活躍推進法

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

計画の期間

平成29年度から平成32年度まで

計画の構成

第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定に至る経緯
- 2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題

第2章 計画の基本事項

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1 計画の位置づけ | 2 計画の目標 | 3 計画の期間 |
| 4 計画の体系 | 5 計画の重点事項 | |

第3章 計画の内容

基本方向I 職業生活における女性活躍の推進

- I-I 雇用等の分野における女性活躍の推進
- I-II 農林水産業、商工業等の分野における女性活躍の推進
- I-III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

基本方向II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本方向III 男女が安心して暮らせる環境の実現

- III-I 家庭・地域における男女共同参画の推進
- III-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
- III-III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

第4章 計画の推進

背景

- ・少子高齢化の進展
- ・人口減少社会の到来
- ・共働き世帯の増加
- ・世帯構成の変化
- ・女性の就業率の高まり
- ・女性のライフスタイルの変化
- ・女性活躍の動きの拡大 など